沼津市立原中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 基本姿勢

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめに向かわせない心の耕し」(未然防止)「いじめの兆候・発生を見逃さない迅速な対応」(早期発見・対応)を両輪にして、組織的に対応する。

2 校内組織(校内いじめ対策委員会)

- (1) 委員:校長・教頭・学年主任・生徒指導主事・養護教諭・道徳教育推進教員・特別活動主任・人権教育 担当教員・SC・生徒支援員・関係教員
- (2) 学期1回の定例会議を設定して取り組みを検証し、必要に応じて改善を図る。
- (3) いじめを察知した際は、臨時会議を開き、対応を検討・確認する。
- (4) 学校評価において、いじめ防止に関する達成目標及び達成状況を評価する。
- (5) 学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもと に事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

3 具体的方策

(別紙)

4 関係機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として認められるときは、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- (2) いじめや人間関係について、小学校との情報交換、連携を行う。

5 保護者への対応

- (1) いじめ防止および早期発見のための学校との連携について、家庭訪問や懇談会等を活用して理解を得る。
- (2) いじめ確認の際は、保護者に事実関係を伝え、被害生徒と保護者に対する支援や、加害生徒と保護者 に対する指導・支援を行う。また、事実確認により判明した情報を適切に提供する。

<重大事態が発生した場合>

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、長い期間学校を休んでいる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教委へ報告し、早期対応を誤らないようにする。同時に、当該事案に対処する組織を校内に設置し、調査を実施する。調査結果を、いじめを受けた生徒、その保護者に対し、適切に情報提供する。

6 留意点

- ・いじめへの対応の際は、「偏った考えにならないようにする」、「問題を個人で抱え込まないようにする」 ために組織で対応する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所でいじめが発生していることを念頭に置いて対応する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、 ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることである。
- ・学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性をふまえた 適切な支援及び指導を組織的に行う。
- ・国、県、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題を克服する。

具体的方策

◇未然防止に関すること

学 学級 学年 校 ◎人権尊重の理念 『自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め合うこと』 これを生徒が実感できる集団づくりに努める 自己有用感 ◇道徳の時間 ◇道徳的価値を意識した 居場所づくり ◇学活の時間 取り組み 絆づくり ◇体験活動 〈行事・部活動・体験諸活動〉 ◇日常生活 ◇からかい・ひやかし・嘲笑等がない集団づくり ◇いじめに向かわない態度・能力の育成 ◇情報モラル教育 ◇あいさつを中心としたコミュニケーション力の育成

※SC、生徒指導主事、管理職等による、いじめに関する研修の実施

家庭

- ◇携帯電話やパソコンを使うルールを子どもと話し合って決める。
- ◇人を傷つけることの重大さを子どもに伝える。

◇早期発見に関すること・・・いじめの認知が対策のスタートラインである。

学級・学年・学校

- ◇学校いじめ防止基本方針を全校生徒、保護者に説明する。
- ◇家庭訪問等で学校と家庭との連携強化を依頼する。〈子どもの変化を見逃さない〉
- ◇アンケート、個人面談を実施し、情報を収集する。(学期1回)
- ◇いじめチェックリストを活用する。
- ◇日記等の指導から内面理解に努める。
- ◇生徒が集団から離れて一人で行動しているときは声をかけて話を聞く。
- ◇上履き、学用品、掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し原因を明らかにする。

かけがえのない子ども

家 庭

- ◇服装などの汚れや乱れに気を配る。
- ◇持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。
- ◇解決できそうもない悩みは親に相談できるような雰囲気を普段からつくっておく。

◇早期対応に関すること

◇岩翔XJIII		生徒に関わること	保護者に関わること
暴力を伴う場合	被害	 ◇つらかったことに共感し、全力で守ることを約束する。 ◇本人や周りの聞き取りから身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に対応する。 ◇休み時間等に教員による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ◇理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	◇わが子を守り抜くという姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。◇問題解決に向けた学校の取り組みへの理解を求め、協力してもらう。
	加害	◇いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。◇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。◇SC、児童相談所、警察等、関係機関と連携をとる。	◇学校は被害生徒を守ることを第一に 考えた対応をとることを伝える。◇事実を冷静に確認するように促す。◇被害生徒・保護者に対して適切な謝 罪等をするように伝える。
暴力を 伴わない 場合	被害	 ◇つらかったことに共感し、全力で守ることを約束する。 ◇本人や周りの聞き取りから精神的な被害について的確に把握し、迅速に対応する。 ◇休み時間等に教員による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ◇理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	◇わが子を守り抜くという姿勢を子ど もに見せることを伝える。 ◇問題解決に向けた学校の取り組みへ の理解を求め、 協力してもらう。
	加害	◇いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。◇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。◇SCや関係機関と連携をとる。	◇学校は被害生徒を守ることを第一に 考えた対応をとることを伝える。◇事実を冷静に確認するように促す。◇被害生徒・保護者に対して適切な謝 罪等をするように伝える。
行為が見 えにくい 場合	被害	◇つらかったことに共感し、全力で守ることを約束する。◇本人や周りの聞き取りからダメージについて的確に把握し、迅速に対応する。◇理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	◇わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せることを伝える。◇問題解決に向けた学校の取り組みへの理解を求め、協力してもらう。
	加害	◇いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。◇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。◇SCと連携をとる。	◇学校は被害生徒を守ることを第一に 考えた対応をとることを伝える。◇事実を冷静に確認するように促す。
直接関係がない者		◇傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、 いじめられた苦しみを理解させる。◇自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。	◇どのような場合でもいじめ加害や傍観者になってはならないという気持ちを育てる。